

2024年11月28日（木）

消費者スマイル基金ニュース（第68号）

● 第8回通常総会と総会記念シンポジウムを開催

2024年11月18日（月）、プラザエフ5F 会議室において消費者スマイル基金第8回通常総会を開催し、2023年度事業報告・決算報告、役員選任（理事8名、監事2名）、役員報酬規程改定及び2024年度役員報酬支給総額の各議案が承認されました。また2024年度事業計画と予算について報告されました。2023年度は、個人正会員72名、団体正会員22団体、賛助会員団体51団体（非営利42・営利9）、寄付金総額658,493円となりました。改めて、ご支援をいただきました皆様に感謝申し上げます。

総会後の第2回理事会にて、理事長に河野康子（日本消費者協会理事）、副理事長に石戸谷豊（弁護士）がそれぞれ互選されました。なお、本総会を持ちまして、阿南久様（消費者市民社会をつくる会代表理事）、高巖様（明治大学 経営学部 特任教授）が理事を退任されました。設立時からのご貢献に感謝申し上げます。2024年度の役員体制は以下のとおりです。

	氏名	所属等
理事長（代表）	河野 康子	（一財）日本消費者協会 理事
副理事長	石戸谷 豊	弁護士
理事	磯辺 浩一	（特非）消費者スマイル基金 事務局長
理事	内田 雅之	司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事
理事	大高 友一	弁護士
理事	坂倉 忠夫	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 専務理事
理事	高橋 義明	明海大学経済学部 教授
理事	古谷 由紀子	一般財団法人CSOネットワーク 代表理事
監事	井上 喜之	公認会計士
監事	堀川 直資	弁護士

通常総会に続いて「総会記念シンポジウム」を開催しました。オンラインでの一般参加も含め、計148名が参加しました。冒頭、河野理事長から総会報告と新役員紹介、当基金設立当初から理事として活動を支えてきた阿南前理事、高前理事より退任、大高理事、高橋理事、磯辺理事より新任の挨拶が行われました。ご臨席いただいた新井ゆたか消費者庁長官からご挨拶を頂戴し、消費者法制度の抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方、当基金の活動に対する激励をいただきました。



総会記念シンポジウムでは、二つのテーマを取り扱いました。一つ目は2023年度助成対象の2団体から、脱毛エステ契約の被害回復裁判について原告として現在係属中の裁判の請求の内容と状況についてそれぞれWEBで報告いただきました。二つ目はCOCoLiS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイトについて消費者庁 消費者制度課 新津課長補佐から紹介いただきました。

ホームページの通常総会・総会記念シンポジウムの内容および資料は下記の URL からご確認ください。

<https://www.smile-fund.jp/meeting/index.html#m8>

●第15回助成事業募集のお知らせ（締め切り間近）

消費者スマイル基金の**第15回助成事業の募集の申請締め切りが12月13日（金）必着**と迫ってきています。

第10回から、より多くの団体の皆さまの活動を支援するために、「**適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務**」に対し助成することを追加しております。

また、**第15回の助成金額の上限を**、助成事業全体（特定適格消費者団体、適格消費者団体及び非営利法人を対象とした都合3つの助成事業）で**総額300万円に引き上げています。**

特定適格消費者団体及び適格消費者団体だけでなく、**消費生活相談又は消費者への情報提供等行っている非営利法人も、助成申請が可能**となっています。是非とも申請ください。

【対象期間】2024年6月19日～2024年11月30日

詳しくはこちらから URL：<https://www.smile-fund.jp/subsidy/index.html>

●寄付のお願い

当基金への寄付金は、全国の（特定）適格消費団体等の活動につなげるため、助成事業に加え、消費者団体訴訟等支援法人として、消費者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けていきます。なお、**消費者スマイル基金は認定NPO法人※のため、当基金への寄付金は税制控除の対象**となっております。皆さまからのご寄付をお待ちしております。

認定NPO法人とは

- **公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- 毎事業年度1回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています
- 寄付者に対して**税制上の優遇措置**がとられます。

・個人の場合

① 所得控除 又は 税額控除（お好きなほうをお選びいただけます）

② 住民税控除

といった2つの控除が受けられます。

・ **相続又は遺贈により財産を取得した場合**

寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・ **法人の場合**

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

*確定申告の際に必要な領収書は来年1月下旬ごろにお送りいたします。

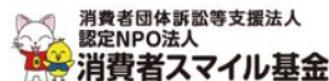


【連絡先】消費者団体訴訟等支援法人 認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

寄付受付中! 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。



寄付口座はこちら ↓ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

三菱UFJ銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口

ゆうちょ銀行 019 (七田井町) 店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金